

令和3年第3回京丹波町議会臨時会

令和3年4月21日（水）

開 会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

第 7 議案第44号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更に
ついて

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

1 番 岩 田 恵 一 君

2 番 野 口 正 利 君

3 番 谷 口 勝 已 君

4 番 隅 山 卓 夫 君

5 番 村 山 良 夫 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 鈴 木 利 明 君

8 番 西 山 芳 明 君

9 番 北 尾 潤 君

- 1 1 番 東 まさ子 君
1 2 番 山 田 均 君
1 3 番 谷 山 眞智子 君
1 4 番 篠 塚 信太郎 君
1 5 番 森 田 幸 子 君
1 6 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（8名）

- 町 長 太 田 昇 君
副 町 長 谷 俊 明 君
参 事 中 尾 達 也 君
参 事 山 森 英 二 君
企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君
総 務 課 長 長 澤 誠 君
税 務 課 長 中 井 伸 幸 君
こども未来課長 木 南 哲 也 君

6 出席事務局職員（2名）

- 議 会 事 務 局 長 堀 友 輔
書 記 山 口 知 哉

開議 午前9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、議場内では、出席者及び傍聴者におかれても全員マスク着用としております。

また、議場内の空気換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時少し開けた状態にしております。会議の進行におきましても休憩を小まめに取り、休憩中に議場内の空気換気をさせていただきます。

ほかにも、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席に空間を取り、着席いただくようにしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、本日の議案に対して、簡潔明瞭な質疑・応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番議員・篠塚信太郎君、15番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第 3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されております案件は、承認第 2 号ほか 3 件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

4 月 1 6 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議を行い、同日に全員協議会が開催されました。

3 月 2 2 日から 4 月 7 日にかけて議会広報常任委員会が随時開催されました。議会広報常任委員会には、議会だより第 7 0 号の発行をいただきました。

4 月 7 日に議会運営委員会が開催されました。

4 月 1 2 日に新庁舎建設特別委員会が開催されました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第 4、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について～日程第 7、議案第 4 4 号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第 4、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 7、議案第 4 4 号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和 3 年第 3 回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方税関係書類に係る押印等の廃止の方針に沿って、京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお

願いしております。

審査申出書や口述書への押印及び署名を不要とするものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、京丹波町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

軽自動車税におけるグリーン化特例の期間延長など、地方税法において改正された内容に基づき必要な整備を行うものであります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補正前の額125億3,100万円に、今回2億9,108万3,000円を追加し、補正後の額を128億2,208万3,000円とさせていただくものであります。

令和2年度一般会計補正予算（第8号）で可決いただきました、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次分を充当して行う対策事業につきまして、このほど国から同交付金の取扱いに係る基準が示されたことによりまして、予算措置年度を令和3年度とする必要が生じたことから、該当する事業予算につきまして、改めて令和3年度予算に組替えを行うものであります。

また、専決処分により対応いたしました理由としましては、令和2年度補正予算として上程させていただきました目的どおり、各種コロナ対策に係る各種事業につきましては、切れ目なく可能な限り早期の事業着手を目指すため、専決処分による対応とさせていただいたところであります。

議案第44号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更につきましては、農業用水路、遊具、デッキテラス、器具庫、厨房機器等の追加に伴い、7,625万2,000円を増額するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 承認第2号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

地方税法に基づき、固定資産の評価に関する不服の審査手続等を規定している当該条例に

ついて納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書や口述書への押印及び署名を不要とするものであります。

具体的には、新旧対照表により説明いたします。

2枚めくっていただいて3枚目の横長の表をご覧ください。

改正前は右側の旧の欄にあるように、審査申出書には審査申出人が押印をしなければならないとされていた第4条第4項の条文を削除するものであります。

次に、第8条第5項は口頭審理の口述書に関するもので、口頭による証言に代えて口述書の提出をする場合、提出者の氏名に関しては提出者がこれに署名・押印をしなければならないとされていますが、記載しなければならないに文言を改正するものであります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） 承認第5号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、施行期日を令和3年4月1日とする必要のある内容についてのみ措置させていただくものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、公布された改正地方税法は、令和3年度税制改正大綱を受け、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の税負担の調整及び車体課税の環境性能割の税率区分等の見直しと現下の経済情勢などを踏まえた税制上必要な措置が講じられたところであります。

今回の町税条例の改正案につきましては、これらの地方税法において改正された内容に基づき必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表1ページ、第1条関係からご覧ください。

まず、1ページ、第36条の3の2第4項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書を会社等に電子提出する際については、事前に会社等が税務署長の承認を受ける必要があったところですが、この承認手続の廃止に伴う法律の改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

次に、1ページから2ページ、第36条の3の3第4項につきましても、先ほどと同様の改正でございまして、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認

の廃止に伴う法律の改正に合わせて、所要の整理を行うものであります。

次に、2ページから3ページ、第53条の8、第53条の9第3項及び第4項につきましても、先ほどと同様の改正となりまして、退職所得申告書の規定の整備と電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う法律の改正に合わせて所要の整理を行うものであります。

次に、3ページ、第81条の4につきましても、法律上2年ごとに見直しを行うこととされております環境性能割の税率区分につきましても、新たな燃費基準である令和12年度燃費基準が策定されたことを踏まえまして、乗用車等の環境性能割の税率区分の見直しに係ります地方税法の改正がなされたことから、所要の整理を行うものであります。

次に、3ページから5ページ、附則第10条の2につきましても、固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものでございまして、地方税法附則の改正に伴い、項ずれに伴う文言整理を行うとともに、平成30年度税制改正において創設されました生産性革命に係る償却資産の特例措置につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置が2年間延長されたことから、条項を整理するものでございます。

次に、5ページ、附則第11条につきましても、地方税法の改正に伴い、現行の固定資産税の特例措置が3年間延長となったため、同様に表題中の年度について所要の整理を行うものであります。

次に、5ページから6ページ、附則第11条の2につきましても、地方税法の改正に伴い、特例が3年間延長されることとなったため、法改正と同様に適用年度について所要の整理を行うものであります。

同じく、6ページから8ページ、附則第12条につきましても、地方税法の改正に伴い、宅地等に対して課する固定資産税の特例措置を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえまして、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地につきましても、前年度の税額に据え置く特別な措置がなされたことから、法改正と同様に適用年度及び条文中の規定を追加し、所要の整理を行うものであります。

次に、8ページ、附則第13条につきましても、地方税法の改正に伴い、農地に対して課する固定資産税の特例措置が3年間延長されるとともに、宅地同様、令和3年度に限り負担調整措置により増額する土地につきましても、前年度の税額に据え置く特別な措置がなされたことから、法改正と同様に適用年度及び条文中の規定を追加し、所要の整理を行うものであります。

次に、9ページ、附則第15条につきましても、本町に該当はございませんが、特別土地保有税に係る特例措置が3年間延長されることとなったため、法改正と同様に適用年度について所要の整理を行うものであります。

次に、10ページ、附則第15条の2につきましても、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減期限が9か月延長されることとなったため、令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車について、法改正と同様に適用年度について所要の整理を行うものであります。

同じく10ページ、附則第15条の2の2第2項につきましても、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収について、法律改正と同様に読替規定を追加し、所要の整理を行うものであります。

次に、11ページから14ページ、附則第16条につきましても、グリーン化特例の営業用乗用車と貨物自動車に関する取扱いにつきましても、電気自動車等及び営業用乗用車に重点化の上2年間延長する措置が講じられたことから、令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に取得した一定の燃費性能・排出ガス性能を有するもの等について、法改正に伴い文言整備及び新設をするものであります。

議案の最後に資料を添付しておりますのでご覧ください。

資料裏面の赤字でお示ししております箇所が今回の改正箇所でございます。

乗用の営業用、貨物の営業用と自家用につきましても、下の表に示しております軽減率を適用した税額を上段の表の右側に令和4年度と令和5年度の課税額としてお示しさせていただいております。

次に、14ページ、附則第16条の2につきましても、前条の項を新設したことによる適用条項のずれについて所要の整理を行うものであります。

同じく14ページ、附則第25条につきましても、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことに伴い、個人住民税において所得税から控除し切れなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講じる条項の新設を行うものであります。

最後に、第2条関係、15ページから17ページをご覧ください。

法律改正に併せて、既に議決をいただきました令和2年条例第29号の規定中、令和4年4月1日施行分となります一部につきましても、法人課税において通算法人の過年度外国税額控除額等に関する法改正に伴う適用条項のずれ及び所要の整理を行うものであります。

なお、今回の専決以外の地方税法改正に係る町税条例の改正につきましても、以後の定例

会におきましてご提案させていただく予定でございます。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 承認第4号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に係ります専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

町長からの提案説明にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次分を活用した対策事業につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第8号）において可決いただいたところであります。

このほど、国より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次分を充当して実施する事業を対象とした同交付金の取扱い基準が示され、令和3年度事業として事業充当する交付金の交付を受けるためには、対象事業に係ります予算の計上年度を令和2年度から令和3年度に組み替える必要が生じたことによりまして、今回改めて計上を行うものであります。

なお、今回の補正予算に計上いたしました対象事業の内容及び予算額、また、財源内訳などにつきましては、令和2年度補正予算で可決いただきました内容と変更はございません。

また、詳細につきましては、別途添付させていただいております資料、令和3年度補正予算（第1号） 地方創生臨時交付金充当事業についてをご確認いただきますようお願いいたします。

以上、承認第4号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）の補足説明といたします。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 議案第44号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和2年6月16日の議会定例会において議決いただきました新園舎新築工事請負契約の契約金額10億8,240万円を11億5,865万2,000円に増額をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして新旧対照表ですが、先ほど申しました契約金額を変更するものであり、増額となる金額は7,652万2,000円でございます。

契約金額以外の契約の相手方、方法、履行場所、期間についての変更はございません。

変更の内容につきましては、3月12日の全員協議会でも既に申し上げましたけれども、

この度、添付いたしました資料を用いまして説明をさせていただきたいと思っております。

各資料の右上に資料番号を記載しておりますので、ご確認いただきながらお願いいたします。

まず、資料1に今回の変更内容の概要を示しております。1に契約変更額、また、2に変更理由について記載しております。変更金額及び内容の詳細について、次の資料2にて説明をいたします。

変更契約の内訳として、左から項目、変更理由、工事概要、当初金額、変更金額、差額の順にて記載をしております。

まず、項目の1番目ですが、農業用水路でございます。

追加の理由といたしましては、発注時は農業用水関係者と既存水路の位置や維持管理を含め協議・調整中でありましたが、発注後に協議が整いましたことから農業用水確保のため、今回、本工事に追加するものであります。工事概要としては、水路延長93.6メートルになります。

続いて、2番目の遊具、デッキテラスです。

変更理由としましては、発注時、遊具の整備内容、配置位置につきまして、現場の幼保部会で協議・調整中であり、当初契約に入れておりませんでした。発注後、整備内容等が整いましたことから園庭遊具を追加するものであります。また、日常の活動場所としての使用やプール使用時の動線確保として計画しますデッキテラスについても追加するものであります。遊具や砂場、プール等これら全ては園庭全体で配置・調整が必要でありまして、一体的な面整備として行うため本工事に追加するものであります。工事概要としては、鉄棒、ブランコ、うんていなど、また、デッキテラスは157平米となります。

続く、3番目の器具庫、パーゴラ・日よけ台につきましても同様に、幼保部会の中で運営における使い勝手や遊具の配置を園庭全体で調整する中で、位置の決定をしたところであります。工事概要は、36平米の器具庫を含み全体で90平米となります。

続きまして、4番目の吊戸棚、布団収納です。

理由としましては、当初、備品として発注する予定としておりましたが、施設本体の内装工事による据付家具として一体的に施工することで、転落・横転防止措置を下地台から取ることが容易となり、取付不良を防止し安全性が確保されるとともに品質が保証されると考えております。工事概要は、3歳児から5歳児の部屋には吊戸棚と布団収納を、ゼロ歳児から2歳児の部屋には吊戸棚を設置します。

続きまして、5番目、厨房機器です。

理由としましては、こちらも当初別発注による案件としておりましたが、機器の配置及び機器の排水管接続工事等の端末処理や施工不良、異常に関する責任の所在を明確にするために、本工事の設備の一部として施工するものでございます。

なお、4番の吊戸棚、布団収納、また、厨房機器共に、新園舎が完成後の設置とするのではなく、仮園舎として使用する須知幼稚園の子どもたちとの接触をできるだけ避けるように安全を優先する上で、本工事に追加することとしました。工事概要は、業務用冷凍冷蔵庫、スチームコンベクション等の設置工事となります。

今回、議案として提出させていただきました工事内容及び設計金額の内訳につきましては、ただいま説明させていただいた内容でございまして、変更請負契約金額といたしましては、下から3行目の設計合計金額7,025万円に請負率98.69%を掛け合わせて1万円以下を切り捨てた額に消費税を加えた7,625万2,000円の増額というふうになります。

続いての資料、資料3-1は、変更箇所を示す資料となります。先ほど説明いたしました農業用水路、遊具、器具庫、パーゴラ等の位置を示しています。

もう1枚めくっていただきまして、資料3-2は、建物屋内の変更箇所の吊戸棚、布団収納、厨房機器の設置場所を示しております。

続きまして、資料4は、これまでたんばこども園整備に係ります全体事業費の執行状況の集計表として資料4をお示しさせていただきます。全体事業費として約13億6,300万円を見込んでおり、令和2年2月の全員協議会でお示しいたしておりました全体事業費13億2,900万円と比較しますと、約3,400万円の増となるところでございます。

以上、議案第44号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1件お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、署名・押印が必要ないという条例改正なんですけども、これまでこういった審査の申出、口頭審理というのは、年間で、申請件数があつたのかどうかお尋ねをしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） これまでにそういった実績があったかどうかということでございますが、これまでにはそういった案件はございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 固定資産税関係ですけれども、今回、令和3年度が評価替えということで、コロナ関係を踏まえて税額が増加した土地については、令和2年度の課税標準額に据え置く特別措置を講ずるということでもあります。

そこで、評価替えですが、増額となる土地についてはどのような状況になっているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） 評価替えに伴って増額する土地というご質問でございますが、評価替えに伴う土地の増額ということは、全体的に固定資産税、土地の評価については下落し

ておりますので、増加する土地については、地目変更等があった場合を除いてはないというふう理解しているところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田均君） 今回、固定資産税の関係、軽自動車税の関係、住民税の関係ということになってるんですけども、本町で該当する件数というのはどの程度あるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） 該当する件数というご質問なんですけども、軽自動車税については、環境性能割でありますとかグリーン化特例、これから購入される部分に関してのことになりますので、台数についてはこちらではつかみかねるところでございます。

また、住宅ローン控除につきましても、今後住宅を購入される方が対象になってきますので、現時点では数値というものはつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） すみません。聞き方を間違っておきまして、令和2年度の評価額を参考に今度評価替えがあると思うんですけども、増加した土地はどのような状況なのか。たくさんあるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） 評価替えに関して増加した土地というのはございません。評価替えに関しては下落をしております。宅地についてということだと思うんですけども、宅地につきましても下落をしておりますので、増加する土地はございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はございますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） ちょっとお聞きしておきたいと思います。

取扱いに係る基準というのは分かりました。これが示されたのが4月12日ということで解釈していいのかということ。それから、令和2年度一般会計は減額措置をしなければならないというふうに思うんですけど、今回併せて3月31日付で専決処分しておいてもいいのかなと私は思うんですけども、どうなのかということでございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず、1点目です。基準が示された日ですけれども、国から示された日付は4月1日でございます。そこから各関係機関と調整をした形になりまして、それが完了した日が4月12日ということで、12日で専決処分をさせていただきました。

また、こういった観点から、令和2年度の減額につきましても、4月1日の通知に基づいてということございましたので、時期的に年度を越えてしまっていたということもございますので、令和2年度の予算についても予算調整ができなかったということです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私もちょうとお尋ねをしておきたいと思うんですが、1点は、充当事業についてという資料で、令和2年度の3月補正の第3次分ということで頂いたのと、今回の第1号の資料ということで頂いたのと、総額が若干違うことになっております。比較してみると、学校教育活動継続支援事業で小学校417万4,000円と、中学校254万円ということで、合計671万4,000円が、3月定例会の第8号の補正と違いが出ております。全く同じではないということで、その点はどうかというのが1点。

それから、今も質問がありましたが、令和2年度の最終補正ということで交付金の歳入を受けて、支出もコロナ対応でしているんですが、今回、令和3年度で補正を組むということになると、受入れを見ておりましたら、国からの交付金でございますので、令和2年度でも計上、令和3年度でも計上ということになっておると思うんです。令和2年度分は架空のものになるということで、本来、令和2年度分を減額して、そして、収入も支出も令和3年度分で新たに交付金を受けて収入と支出をしたというのなら分かるんですが、令和2年度分は実際もう議会で可決されておるんですが、これは宙に浮いたみたいになるんですけども、これは財政法上、特段問題はないのかどうか。本来、予算を組むときには、確実な収入をもって予算を組んで支出に充てるということに財政法上なっていると思うんです。国からそういう指示が来たということでございますけども、指示が来る前に、京丹波の場合は令和2年度で予算を組んで提案したということになるので、これはどのように我々は理解したらよいか。結局、令和2年度分の第8号補正で我々は賛成したことは、それはそのまま残っておるわけですね。これをまた令和3年度の補正で例えば議決したら、2回することになるんですけども、財政法上問題はないのかどうかちょっとお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 2点ご質問いただきました。

1点目でございます。議員がおっしゃるように、令和2年度の補正予算（第8号）でお示しをさせていただいた一覧表と、今回、学校教育の事業の関係の部分がずれているのではないかとございまして、地方創生交付金の充当事業の中には国庫補助事業分というのと地方単独事業分というのがございまして、今回、基準が示されましたのは、地方単独分に係る部分については令和3年度での予算措置が必要ということでございまして。

したがって、学校教育活動継続支援事業というのは国庫補助事業でございますので、予定どおり令和2年度の補正予算の繰越事業ということで、令和3年度事業としてこの部分については国が認めてくれるという見解でございましたので、そういった部分で対象となる地方単独事業の部分について今回改めて予算計上をお願いしているということでございまして。

もう1点、経緯の部分でございますけれども、令和2年度の第8号補正のときにもご説明をさせていただきましたとおり、国の交付金のそもそもの目的が、これは速やかにコロナ対策を講じるというものでございまして、本町についても速やかに取り組んでいく必要があるという観点から、令和2年度の補正予算に計上しまして、全額令和3年度に繰越しを行って、令和3年度事業として取り組むという方針で進めました。このことについても一定関係機関には確認をしながら進めてまいりましたけれども、4月に来ました国からの通知によります

と、令和3年度の事業については、特に地方単独事業分については令和3年度での各自治体の予算措置が必要であるということでございましたので、今回改めてお願いをするということでございます。

また、予算についても、会計独立の原則がございますので令和2年度、また、必要になる部分については令和3年度で予算の計上を行わせていただいたということでございます。

この通知がもうちょっと早く、年度内ということであれば可能だったかもしれませんが、4月1日ということで、いずれにしても年度を越えてからの整理でございましたので、令和2年度の整理についてはできなかったということでございまして、予算としては残りますけれども、支出は不用額、収入も入ってこないという格好で令和2年度分については最終整理をするということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 単純に言えばそういうことになると思うんですけども、結局は勇み足だったのではないかと。本来、予算を組むときに、確実な収入をちゃんと見込んで予算を組むというのは、地方自治法の第208条2項で、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとなっておりますので、これは当然そういう確認をして予算を計上されたと思います。コロナ対策で一日でも早くやらなければいけない、それはそれで当然必要な部分だと思うんですけども、しかし、結果的には、きちんとした収入の確保ができていなかったということになるんですね。だから、そういう予算の措置をしたということについては、やっぱり深刻に受け止めてもらわないといかがなものかだと思います。我々も議会で審議して採決をしているわけですから、それが今説明があったように、国からこういう指示が来たから、令和2年度の補正予算で組んだのは決算で未執行にして、収入は未済だったし、支出もできなかったと、結果としてはこういうことになるんだということかもしれません。しかし、我々議員としては、そういうことが本当に許されるのかどうかという点も思うんです。だからその辺の自覚というか、責任というか、そういうものをしっかり持っていただかないと、それでよかったのかということになると思うので、もう少し議会にもきっちり説明をしていただいたり、その辺の責任もはっきりさせておかないといけないと思うんです。だから、そういう面での繰越しという部分と、それから、新たに今回予算をもう一遍組み直したということになっておるので、そういう面で言うといかがなものかなというように思うんです。令和2年度でも臨時交付金を収入として上げて、令和3年度も上げたということに、現時点では結果としてはなっているわけなので、そういう点についての問題

というのは財政当局としては何も問題はないというように考えておられるのか伺っておきたいと思うし、こういう事例というのは府下の中で何件かあるのかどうか。

それから、令和2年度の第8号分として交付金の予算措置をしてもらいましたけども、具体的には、今、もう4月半ばになってるんですけども、執行されているのはどういうものか。インターネット等見ても、要項なんかはまだ示されてないんですけども、本来ならちゃんとそういうものも作って予算も提案して可決されてすぐに執行できるというようにすべきだと思うんですけども、その辺についてはどうなのか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 議会、執行部共に申し上げます。

冒頭をお願いいたしましたように、質疑については簡潔明瞭な形で実施していただくことを再度お願い申し上げます。

松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず1点、この取扱いにつきましては、やはり地方創生臨時交付金を活用するためには、今回の措置は改めて必要だということで、その確保を図るということを優先させていただいて、また、予定どおり財源を確保した中での事業実施ということを目指す中で、今回のような形での予算をお願いをしておるところでございます。

また、他市町の状況は把握をしておりません。

また、執行状況につきましては、まだ現在のところ予算執行に至るところまではなっておらず、事務準備の段階ということで確認をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） この事業内容について、令和2年度の補正予算と同じ内容でありますしという説明もありましたけれども、教育関係の質疑については、担当者がいらっしゃらないのでできませんか。教育関係で、令和2年度は小中学校の修学旅行に対して保護者の負担軽減ということで予算を組んでいたんですけども、令和2年度と令和3年度では同じ状況下にあると思うんです。なぜこの部分が抜けているのか。関係者がおられないので、もし町長にお聞きできたらと思います。いかがですか。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 今回、専決処分をお願いしておりますのは、コロナ対策に係る地方創生臨時交付金を充当した事業を、交付金の配分を受けるために令和3年度への組み直しですので、それ以外の施策等については今回の予算には反映をしていないということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田均君） 今回示されております交付金の使途の関係でお尋ねしておきたいんですけども、今、要項とかそういうものはまだ準備段階だというんですが、詳細を作って対象となる住民に告知をするのは、大体いつの時点を期限において取組をされているのか併せて伺っておきたいと思います。4月末ではもう分かるとか、5月末にならんと要項というのはできないということなのか。せっかく予算を組んだのであれば、早く要項を決めて住民にも知らせるといふことになると思うんですけども、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） そういった部分においても、議員がおっしゃるように、できる限り速度感を持って事業に着手したいという目的で専決処分をお願いしているところがございますので、いつということは現在申し上げられませんが、可能な限り速やかにそういったものをお示ししながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 今回、専決した理由というのが一日でも早く対応するためということで、私も聞こうかと思ってたんですが、山田議員が聞かれて、本日までに執行した分はない、今は事務準備中ということなんですけども、どうなんですか。専決しておかないと事務作業はできないんですか。そうすると、今までの予算は全部こういう対象になって、専決しないと前へ進まないということになると思うんですが、準備をするのは採決されなくても準備をしておけばいい。急いである必要は何であったのかちょっと疑問に思います。その辺のことの基本的な考え方はどうなっているのか教えてください。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 予算の執行でございますけれども、準備作業ですので、予算の執行を伴わない事務ということでございますので、これについては準備はかかれるということでございます。今回、専決処分をお願いをしておる理由としましては、町長の提案説明にもございましたとおり、できるだけ当初は繰越しによって事業対応を予定していたところがございますけれども、できる限りその間切れ目が広がらないように早急にこういったところに予算を組んで対策についても取り組んでいく必要があるということでございます。また

中身的にも令和2年度の補正予算で可決いただいた内容ということでございますので、専決予算という形をお願いをしたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 答弁に矛盾を感じるんですけども、事務作業もできていないのに専決を急ぐという意味が分からないと思います。専決を急いでやったのなら、今回、1から30件内容があるわけですけど、せめてそのうちの1件でも2件でも予算執行がしてある。だから、専決を急いだというたら理由になるんですけど、いずれの分も今事務作業中だということなんです。なぜ専決をする理由に事務作業中のものを入れられるのかということを具体的に聞かせてください。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 可能な限り早期に予算を伴うそういった手続を踏んでいくために、一日でも早く予算の措置を取りたいということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ということは、今後急ぐ分については、全てのことを専決でやられるということなんですか。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 何もかもを専決ということではございません。その中身中身に依じて緊急性とかそういったことが生じるものについてはですけども、基本的には、予算を上程させていただいて議決をいただくというのが本来でございますので、考え方としてはそういうことでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これでは討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第44号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、認定こども園の取組は平成28年度からこども園建設推進室を設置してずっと取り組んできた経過があると思うんです。そういう中で今、遊具とか、吊戸棚とか、厨房機器が追加になってるんですけども、具体的にこれまでの協議の中で、なぜきちんとそういうものが決まって発注ということにならなかったのか。あえて追加をせんなんということになった理由をもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 変更理由書のほうにも全て書かせていただいておりますが、農業用水路につきましては、それまでは現在変更する部分につきまして既存の水路を生かすという調整で来ていたところで発注後に整ったというところがございます。また、遊具、デッキテラス、器具庫、パーゴラ・日よけ台につきましては、最後まで幼保部会のほうでいろいろと検討していただいております、例えば遊具なんかでも日進月歩によい遊具が出てきたりもしますので、これは最後の追加をしようというふうに考えていたところがございます。

また、吊戸棚、布団収納等につきましては、これも書かせていただいておりますように、内装工事による据付家具として一体的に施工するほうが転落横転防止措置を下地台から取れるということで今回判断をしたところがございます。厨房機器につきましては、これも後々の施工不良、異常に関する責任の所在というものも明確にして、アフターサービス等のメリット面を重視したというところがございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 説明は説明でよく分かるんですけど、当然そんなことは保育所・幼稚園を造るんだったら分かってることなので、例えば安全性のためにこうしておこうとか、厨房機器だったら責任の所在をはっきりさせるためにというのは、当初から平成28年度、平成29年度、平成30年度、平成31年度、そして令和2年度、令和3年度と来ている中で話がしっかり協議されて本来なら発注をしておくべきではないかと思うんです。そこら辺の点を改めて工事に入れるから安全優先とか責任の所在と言われるけども、認定こども園を建てよるわけですから、当然それは考えなければいけないことだと思うんですね。だから、なぜそういうことが当初から議論の中でしっかり位置づけされなかったのかという、その点もう一度お尋ねをしておきます。

それから、農業用水路の関係で、資料3-1で付けてもらっておりますが、こども園からは離れておまして、駐車場のところを走るということになってるんですが、これはどういう水路を予定されているのか。普通の側溝で蓋をするということなのか。子どもとの関係もあるし駐車場もあるので、それからまた水路の管理もしなければいけないという面もあると思うんですけども、これはどういう水路を予定されているのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 最初、何で見込めなかったかという話でございますけれども、当初は備品購入というふうに決めてましたのでそれで進んだんですけども、やはり議会の中でもよく吊戸棚も木製で京丹波町産材が使えるようなものがないかといった意見もございましたし、それから、実際に子どもたちが仮園舎として利用するということになれば、そこでまた子どもたちと工事との接点が生まれてしまうということに気がつきまして、やはり一体で発注したいというふうに思ったところでございます。

それから、農業用水路につきましては、明渠で蓋をして管理をしていくように思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 今も追加の理由につきましての説明があったわけではありますが、まず1点目、今回の変更契約につきましては、当初設計には全くなかった項目ばかりであります。5項目の追加工事をする理由を見ますと、なぜこれが当初の設計に見込まれなかったかということで、設計者または発注者側のどちらかに責任があるのではないかなというふう

に思うんです。各項目ごとにどちらの責任で追加をしなければならないことになったのか、まずお聞きをいたしておきます。

それから2点目に、既存の農業用水路は公園のどの位置にあるのか。明示がしてないので、位置関係をお聞きをいたしておきます。

3点目に、既存の農業用水路の管理者は誰なのかということ。

4点目は、新設する農業用水路はたんぼこども園敷地内に設置されることになっておりますが、今後の維持管理は誰が行うのかということ。

5点目が、農業用水路追加工事の請負率は資料2でもらってますように98.69%ということになっております。これはこども園の建築本体工事の請負率でありまして、土木工事で別途発注すれば、最近の入札結果から見ますと請負率は80%前後になるというふうに私は考えておりますので、本体工事に追加することによりまして、約74万4,000円工事費が高くなるというふうに私は想定をしているんですが、これは間違いございませんか。

6点目に、吊戸棚、布団収納、厨房機器は、当初は別途発注としていたという説明でありまして、本体工事と別途発注した場合の事業費の増減はどれぐらいあるのかお答え願いたいと思います。

7点目に、器具庫、パーゴラ・日よけ台の追加の理由説明で、日進月歩する保育環境下において追加工事をしたという理由説明をもらってるんですが、日進月歩する保育環境という定義について説明をお願いしたいと思います。

以上、7点お願いいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） それでは、順番に説明をさせていただくんですけども、まず、当初設計になかったのが、それは設計者・発注者のミスではないかというご指摘でございます。それはミスとかそういうことではなしに、これも変更理由のほうで書かせていただいておりますように、発注後に調整が整っていったものでございまして、その理由を全て書かせてもらってます。

それから、吊戸棚、布団収納、厨房機器につきましては、別工事という形で備品購入で考えていたということでございます。

2番目に、用水路の位置関係でございますが、資料3-1を見ていただきますと、右端から赤い線で塗ってありますところが今回施工しようというところなんですけども、既存の水路といいますのは、右端から緊急車両道路をほぼほぼ近くを通っていきまして、こども園の玄関付近を通って今度は東のほうに、図面で言うと下部のほうに下りていくというのが既設

の水路でございまして、それを当初は生かすという考えでいたところでございます。

3番目に管理者はということでございますが、水利組合がありまして、現在3名ほどの水利権者の方がおりまして、その方たちとこれまでも調整をさせていただいていたところでございます。

維持管理につきましては、当然、農業用水的な部分で申しますと水利権者の方にさせていただくという形になります。

それから、請負率の98.69%ということで、別途発注したほうがいいのではないかとということもございますけれども、これにつきましては、この狭い敷地の中で出合い丁場になるということ避けたいところがございます。

74万円というのはちょっと分からなかったもので、また教えていただきたいと思います。

6番目の吊戸棚、布団収納の別途発注につきましては、これは先ほども申しましたけれども、備品購入を考えておりまして、資料2を見ていただきますと、例えば4番の吊戸棚で変更額646万円というふうに出てます。これに工事ですので諸経費がかかってくるという形になります。その差額が114万円という形になるところでございます。その金額は出ますけれども、割高になっても安全性が確保できるのと、子どもたちと接触することを防止できるというふうに判断をさせていただいたところでございます。

それから、日進月歩の定義ということもございますけれども、定義というよりは、遊具につきましてはいろいろと新しいものが出てくるという意味での日進月歩ということを使わせていただいているんですけども、やはり大事な子どもたちのいろんな力とか、バランスとか、そういうものを考慮した遊具がそれによって選べるかなと思います。

また、用水路の管理、先ほど申し漏れましたけれども、公園の使用の仕方によって破損とか修繕する場合につきましては、所管課での対応も想定はしているところがございます。

以上です。

(篠塚議員の発言あり)

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 74万円の根拠は分かりました。

その金額は当然出るんですけども、先ほど申した意味におきまして、やはり出合い丁場になりますので、安全確保のためには一緒に追加工事にしたいということで答えさせていただいたつもりでございました。

それから、吊戸棚の関係につきましては、これも先ほど申しましたけれども、吊戸棚、布団収納でいわゆる諸経費の分に係ると思いますけれども、114万円高くなるということござ

います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） それで、今回の変更契約の責任の所在はどこになるのかということで、これは明確にしてもらわんとあきませんね。はっきり言って、何もないものを追加工事するという事は、どこかでうっかりしていたということです。このことは認めないとあきません。認めて出すんだったら、私もこれははっきりそれはそれでいいと言いますが、所在の責任もはっきりしないで、こんな追加工事に7,600万円も出すということ自体が大体ふざけてるのではないかと思います。

それで、私は思うには、遊具、デッキテラス、吊戸棚、布団収納、厨房機器は発注側に責任があると思います。はっきり設計段階でこれは組み込むべきであります。器具庫、パーゴラ・日よけ台は、こんなものは保育所だったら要るに決まっています。設計者側にこれは責任があるというふうに私は思いますが、この辺の責任をはっきり明確にしてください。これは当初から入れとかないといけないものを入れてなかったということではっきりおっしゃったら、それは理解できますけど、何とかこうとかそんな理屈ばかりつけてというような説明では、私は理解できません。

それから、既存の農業用水路であります、法定外公共物として公図上に明示されてるのかどうか教えてください。

既存の農業用水路の管理者は水利組合3名ということですが、農業用水路がたんばこども園の新築工事の支障物件であるということになってるわけですから、これは移転補償をして水利権者が施工するというのは公共事業の手法ではないですか。例えば、府道工事で水道管が支障物件となった場合、上下水道課が補償費をもらって水道管を移設するというのと同じだというふうに考えますので、この辺の整理はどうなってるのか。

それから、新設する農業用水路の関係であります、園舎敷地外に設置すべきではないかと思えます。

また、追加発注することによって請負率が98.69%ということで算定してあるわけですが、これはやっぱり別途発注をして工事費を74万4,000円安くするという節減対策を図るといえるのは基本的なことだと思います。74万4,000円かかっても安全確保のためと先ほど答弁がありましたが、何の安全確保が関係あるんですか。これは工事費を削減すべきであります。

それから、吊戸棚、布団収納、厨房機器を追加工事で発注した場合と別途発注した場合の

増減額は検討してないんですか。114万円ということで、こんな金額ですか。諸経費だけが増えるんですか。請負率が98.69%なので、別途発注したらもっと安くなるのと違いますか。諸経費だけの114万円だけが増えるという考え方がどこから来ているのか説明願いたいと思います。

それで、日進月歩の話ですけど、実際どんなものが日進月歩しているのか。具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、1つ目に責任の所在について、私も篠塚議員のおっしゃるように、しっかり予見して当初設計、契約ができるようにするべきであったと、その点はもちろん反省もするんですけども、結果的には、後から分かってくることもございます。今回、議員の皆様からも厳しいことを言われますけれども、やはりそこは臆することなくよいと思ったことは変更をさせていただくという判断をすべきだと今も考えております。

それから、入れておかなければならないものということでございますが、これも何度も言っておきながら、申し訳ないんですけども、当然、遊具も当初検討しましたけれども、子どもにとっていい環境を作るためにずっと検討したという結果でございます。

それから、公図上の水路の明示の話ですけども、明示されていないところでございます。

4番目に、用水路が支障だけでも、用水路管理者がすべきではないかというご質問と理解しておるんですけども、これはこども園の工事によって出てきた内容のことでありまして、機能補償をするということで工事実施者がすべきというふうに考えております。

それから、園舎敷地外にするべきではということにつきましては、いわゆる公共用地の中であるというふうに判断しているところでございます。

それから、74万4,000円で請負率がやっぱり高くなるのではないのかという話でございますけれども、先ほど安全確保という言葉も申しましたけれども、これは本当に出会い丁場になるということから言ったら、やっぱり一体で発注をさせていただきたいというふうに判断しているところで、もうそれ以外にはございません。

それから、布団収納とか吊戸棚は諸経費で114万円高くなるというふうに申し上げましたけれども、恐らく議員がおっしゃるのは、別で備品購入を出したら、まださらに安くなるかもしれないというあたりの想定しての話とっておりますけれども、そうなるちょっと金額的には分からないんですけども、マックスで114万円というふうに今計算したらなるところでございます。

それから、日進月歩の関係でございますけれども、保育また幼児教育をするに当たって、伸

ばしたい力というのはそれぞれやはり保育の関係の先生方がいろいろ指針とかによっても持っておられます。そういった意味で、例えばバランスをしっかりと鍛えるためにこんな遊具をといた話を、幼保部会の中で本当に真剣にさせていただいたところでございまして、そういった意味合いを今回反映させていただいてるということでございます。

(発言する者あり)

○こども未来課長（木南哲也君） ちょっと言葉が少し不足している部分がありまして、設計者及び行政の責任の所在という話のございましてけれども、責任があるということではなしに、ここも変更に書いてありますように後で整ってきたということでもあります。ただ、先ほども申しましたように、設計者の責任ではないですし、行政側で確かにもう少し踏み込んで調整していたらという部分もやはり反省の対象にはなるかとは存じております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） それで、責任の所在はどこにもないというようなことで7,625万2,000円を追加するということではありますが、設計は内藤建築事務所ですね。みずほ保育所も内藤建築事務所でした。これで多額の追加工事が出て、ちょっと問題になったんですよ。何で当初に見てなかったのかということで、設計事務所にも発注者にも責任はないというんですけど、これはやっぱり設計事務所にも責任があるのではないかというふうに私は判断しておりますので、その辺のことをもう一度聞いておきます。

それから、既存の農業用水路は法定外公共物として公図には明示されていないということでもあります。町有地を占有しているわけでありまして、町有地の使用許可が必要になるのではないかと思います。この辺の整理はやっぱりしっかりしておかないと、後々、何でこんなところに水路が付いてるのかというようなことは問題になります。これから農業用水路をそこに設置する場合は、きちんとしたことを整理してやっておくべきではないかということについて聞いておきます。

同じく農業用水路の管理者に代わりまして町が当然のように補償工事をすると言っておられますけど、これはおかしいのではないかと思います。町が施工した場合、特定のものに便宜を図ったということになるわけでありまして、本当にどれぐらいの便宜を図ってるのか、金額的に教えてください。これがあつたら、みんなどこも公共工事があつたら町で施工してほしいと言われますよ。こんなことを整理せずに農業用水路を追加工事として発注するということは、これは地方自治体の体を成していないというふうに思いますが、町長の見解を聞いておきます。

同じく農業用水路の別途発注は考えていないということではありますが、やっぱり工事現場が錯綜するといいますか混乱するということもあるんですが、そんな心配はないと思います。ですから、やっぱり約70万4,000円安くなるということのはっきりしてるので、これは私は別途発注を考えるべきだったと思うんです。安易にこんなことを追加工事で発注ということ自体、私は間違ってると思いますので、その辺の見解を聞いておきます。

それから、吊戸棚、布団収納、厨房機器も、別途発注する予定が追加工事になったということで、これも別途発注した場合と追加発注した場合の比較検討もしてないというようなこと自体も私はおかしいと思うので、もうちょっとこの辺のこともきちんと検討しながら事業費の削減に努めてもらわんとあかんのではないかと。貴重な税を使っていますので、再度これは聞いておきます。

それから、日進月歩について、説明がもう一つ明確な回答をもらってないんですけど、ここでこういう言葉を使った以上、どういうものが日進月歩してるのか。はっきり言って、器具庫もこんなものも日進月歩するんですか。どういう中身のどんなことが日進月歩したのか。もっと明確に教えてください。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 農業用水路に関しましては、これは園の工事に伴って支障が出てきたということで工事をこれからさせてもらう予定のものでありますので、何でもかんでもそういうことにするというわけではなしに、これは直接に新園舎の工事に伴って支障が出てきたということで工事をさせてもらうものでございます。そういったことでご理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、1つ目のみずほ保育所の関係でございますけども、設計事務所に責任はないと考えておりますし、みずほ保育所は内藤建築事務所ではなしに西尾設計というところがしたところでございます。

2番目に、公図に明示されていないですけれども、町有地の占用とかそういったあたりは整理すべきではないかというご提言をいただきました。そこは同じ町の敷地内で機能補償という形でさせていただいてるところで整理をしているということでございます。

それから、水路につきまして便宜を図っている金額と言われるんですけども、そこは当然便宜ではなしに、先ほど町長からもありましたけども、機能補償でありまして、その金額といいますとここに記載の金額が工事のお金ということでございます。

また、水路は別途発注でもできるのではないかということでございますけども、これにつきましては、やっぱり安全確保を優先、また、出合い丁場をなくしてしっかり子どもたちが入れる時期、完成ということを目指さないといけませんので、そういったあたりの安全も重視した中で追加工事と判断したということで、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

それから、最初、吊戸棚を何で検討できなかったのかということで、最初は、吊戸棚等は3歳児から5歳児につきましても可搬式を考えておったんですけども、やはりいろんなご意見もいただいて町内産木材を使用するとかいったあたりから考えて、またしっかり下地台から取れる吊戸棚に変更したということでございます。施工途中でもそのほうがよいと思って、当初の考え方と変わっても検討して判断したということでご理解をいただきたいと思います。

それから、日進月歩の話でございますけども、やはり遊具につきましては素材とか、例えば滑り台の機能とかそういったものも多機能に変化をしているというところがございます。保育環境とか、子どもたちの主体性とか、自己肯定感の育成とか、その辺がその遊具でどれだけ出るかは、当然、目に見えては分からないかもしれませんが、そういったところを保育の先生方、また、教育アドバイザーの方と一緒にあった幼保部会のほうで決めていただいたということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

(発言する者あり)

○議長（梅原好範君） 答弁漏れと認めます。

木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 町有地の占用許可という形ではなく、これは機能補償という形で整理をしているところでございます。

(発言する者あり)

○こども未来課長（木南哲也君） この町有地の中に。

(発言する者あり)

○こども未来課長（木南哲也君） ちょっとしばらくお待ちください。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩に入ります。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時43分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します

木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 機能補償ということはずっと言わせてもらってたんですけど

ど、そういうことではないということで、底地の整理ということをおっしゃってましたの
理解しました。そういった分も含めて、今後、関係課とも整理をしてみたいというふう
に思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと予算のことでお聞きをしたいと思います。この前、説明をい
ただいたときから予算が3,400万円ほど増加しているわけで、こういう工事、建物を建
てると幾らかの予算がオーバーすることはやむを得ないと思うんですが、今後の見通しです
けども、かなり工事も完成してますので、もうこれが限度で、これ以上は増加しないという
ように見込んでおられるのかどうかということが1点。

2点目には、駐車場はこの前聞いたと思うんですが、現在も借用しておられる土地をその
まま流用されるようですけども、幼稚園と言ったらいいのか、公園と言ったらいいのか、北
側に民有地があります。丹波ひかり小学校の調整池の横です。今原野で草ぼうぼうになって
ます。将来のことを考えたら、この土地を購入して駐車場にするというようなことを考えと
かなければならない。そうすると、予算ももう少しオーバーするということに理解しておか
なければならぬのではないかなと思います。

それから、先ほどから出てます農業用水路ですけど、私、小学校のときにずっとここを通
ってましたので記憶があるんですが、農業用水路と資料3-1にされてるのが間違いで、こ
れは単なる水路だと思うんです。公図上は、僕は確認してませんが、多分、里道は赤で、
水路は水色でしてあります。その分は、本来、前は国のものだったんですが、もう地方自治
体のものになって、それは田んぼをされる人に水を提供するために存続している既得権で
すので、今さらその分について使用料を取るといようなことをしたら、ほかのところでも
それがあると思います。事実、私のところの家もそうってます。水色の水路になっている
ところから水を取ってます。だから、ちょっとこの資料の提供の仕方が農業用水路と書いて
あるのがそもそもの間違いで、それが誤解を生んでるのと違うかなというふうに思いますの
で、先ほど篠塚議員からもありましたように、これは今後もう少し勉強をしていただいて、
ちゃんとしたものを提供してもらって、これはこども未来課の課長に言ってるのでなしに、理
事者の方をお願いしたいです。その辺のことに、かなり問題と言うと何ですけど、もう少し
勉強をしていただきたいなという気持ちですけど、その辺のことに課長なり町長から
ご意見をいただけたらうれしいです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、1点目の全体事業費をお示しさせていただいて、今後増加する予定はないかということでございますが、建築ですので、もうあまりないとは思ってますけども、絶対ないとも言えないところでございまして、そのあたりは。

○議長（梅原好範君） 課長、答弁の中で曖昧な表現はやめてください。

○こども未来課長（木南哲也君） はい。

曖昧なのは絶対ないとは言えないというあたりだと思いますけども、今のところはこの金額でいけると見通しているところでございます。

駐車場の関係につきましては、以前にもお話をたしか聞かせていただきまして、この件につきましては、別途検討していかんなんという話はしておりますけども、今回の事業の中に入れていくというふうには現在のところは判断をしております。

それから、水路の関係は申し訳ございません。また公図のほうの確認はしなければいけないとは思ってるんですけども、ご指摘のとおり、農業用水路というかもともとあった水路という部分も含めてしっかり調べて、一定の整理をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 資料2に関わってお尋ねしておくんですが、直接工事費計（A）として5,958万3,909円、諸経費（B）が1,066万6,091円ということで、直接工事費に対して18%近い諸経費になっています。別注ではなしに直接工事の中に入れるということでございますので、当然そういった諸経費についても通常よりも低くなるというふうに思うんですけども、直接工事費に対して17.9%というのは低い数字なのか。その点伺っておきます。

それから、資料3-1の関係で1点伺っておきたいんですが、農業用水路の話が出ておまして、道路を横断して水路が下流へ行くようになってるんですが、道路横断をせずに公園の駐車場の外側に行くというような想定はされなかったのかどうか。勾配の関係もあるかもしれませんが、そうすれば保育所の敷地を外していけるのではないかと思うんですけども、そういう検討はされたのか併せて伺っておきます。それが工事費が高く付くということかどうか分かりませんが、お尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今、議員がおっしゃっていただきましたように、17.9%という諸経費は結果的には安いです。土木工事でしたらもっと50%とか60%になるところでございます。ですから、低いか高いかと言われたら低いということでございます。それから、2つ目に、水路の関係につきましては、これもご指摘どおり勾配等流末の関係でこの線に入れるしかないということでございます。以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
最初に、原案に反対者の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。
これより、議案第44号を採決します。
議案第44号 京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。
（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。
よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。
よって、本日の会議を閉じ、令和3年第3回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。
皆様、本日は大変ご苦勞さまでした。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 篠塚 信太郎

〃 署名議員 森田 幸子